

福島県産業交流館広告事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県広告事業基本要綱（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）（以下「要綱」という。）に基づき、福島県産業交流館の建物内部壁面（以下「産業交流館壁面」という。）に掲出する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、広告を掲出する者（以下「広告主」という。）に広告媒体を提供することにより、福島県（以下「県」という。）の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、要綱第4条並びに福島県広告掲載基準（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）の規定によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、福島県産業交流館に掲出する広告としてふさわしくないものについては、広告の掲載を行わないものとする。

(広告の規格、広告の掲出場所)

第4条 広告の規格及び掲出場所については、県が別途定める。

(広告主の募集)

第5条 広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）の募集は、県のホームページ等により公募を行うものとする。

2 前項の募集に関して必要となる事項は、福島県産業交流館への広告募集要項により定めるものとする。

(広告主の決定)

第6条 前条の募集に対する応募があったときは、第3条の規定に基づき、応募の内容について審査した上で、広告主を決定するものとする。

2 前項の決定があったときは、遅滞なく行政財産の使用許可を行うものとする。

(広告掲出料)

第7条 広告掲出料は、次のとおりとする。

- (1) 1枠当たり月額8,800円（うち消費税及び地方消費税800円）
- (2) 広告の作成、掲出及び撤去に要する費用は広告主の負担とする。

2 広告掲出料は、福島県行政財産使用料条例（昭和 39 年福島県条例第 23 号）（以下、「条例」という。）の定めるところにより納入するものとする。

（広告の内容及び体裁）

第 7 条の 2 広告には、必ず広告主の名称及び問い合わせ先を表記するものとする。

2 読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザイン等とし、広告の対象となる商品、サービス等の内容について、読者が誤解するおそれのある表現を用いないものとする。

（広告の掲出期間）

第 8 条 広告を掲出する期間は、1 か月単位とし、掲出期間の終期は、当該年度末までの範囲内とする。

2 広告を掲出する期間が 1 月に満たない場合は、1 月として広告掲出料を算定する。

（広告の掲出及び撤去等）

第 9 条 広告の掲出、撤去に関する作業については、県と広告主で協議して決定し、県の指示、監督の下に行わなければならない。

（広告内容等の修正）

第 10 条 県は、広告の内容、デザイン等が第 3 条の規定に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告内容等の変更）

第 11 条 広告主は、広告の内容等を変更するときは、変更の 2 週間前までに県に協議するものとする。

（広告掲出の中止）

第 12 条 県は、次の各号に該当するときは、直ちに広告掲出を中止することができる。

- (1) 広告主が、第 10 条の規定による広告内容等の修正の求めに応じないとき。
- (2) その他、広告掲出を継続することが適当でないときと県が判断したとき。

（広告掲出の取下げ）

第 13 条 広告主は、自己の都合により、広告掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、広告主が書面により申し出なければならない。

（広告掲出料の還付等）

第 14 条 既に納入した広告掲出料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲出ができなくなったときその他特別な理由があるときは、その全部又は一部を返還するものとする。

2 前項に定める広告掲出料の還付は、条例の定めるところによるものとする。

(広告審査会)

第 15 条 産業交流館壁面への広告掲出を適正に執行するため、福島県産業交流館広告事業審査会（以下「広告審査会」という。）を設けることとし、その事務局を観光交流課に置く。

- 2 広告審査会の委員長は観光交流課長を、委員は観光交流課総括主幹、商工総務課員、観光交流課員をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、観光交流課総括主幹がその職務を代理する。
- 4 広告審査会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 5 広告審査会は、過半数の出席により成立する。
- 6 広告審査会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 7 広告審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事故責任)

第 16 条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該事故が県に起因するときは、県が補償する。
- (2) 当該事故が県に起因しないときは、広告主が補償する。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告の内容等が、本要領及び条例に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている素材、履行方法等を使用するときは、その権利処理を行うとともに、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、福島県産業交流館広告事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この改正後の要領は、平成 26 年度 4 月 1 日以降の広告主募集に係る広告事業から適用するものとする。

附 則

- 1 この改正後の要領は、平成31年2月14日から施行し、平成31年度10月1日以降の広告主募集に係る広告事業から適用するものとする。ただし、次項の規定は、平成31年度4月1日以降の広告主募集に係る広告事業から適用する。
- 2 平成31年10月1日前に福島県産業交流館広告事業取扱要領第6条第1項の決定を受けた広告の期間のうち同日以後の期間に係る広告料については、同要領第7条第1号の規定にかかわらず、1枠当たり月額8,800円（うち消費税及び地方消費税800円）とする。